

議第139号 呉市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（平成30年8月10日付け）等に準じ、給与の改定を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条～第3条関係）

ア 一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表の改定

一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表に定める給料月額を引き上げます。

なお、この改定による平均引上げ率（一般職給料表）は、0.11パーセントです。

イ 勤勉手当等の支給割合の改定

勤勉手当の年間支給割合を、0.05月分引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計は、4.4月分が4.45月分（再任用職員にあっては、2.3月分が2.35月分）になります。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

(ア) 平成30年度

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月 期	1.225 (0.65)	0.9 (0.425)	2.125 (1.075)	1.225 (0.65)	0.9 (0.425)	2.125 (1.075)
12 月 期	1.375 (0.8)	<u>0.9</u> (<u>0.425</u>)	<u>2.275</u> (<u>1.225</u>)	1.375 (0.8)	<u>0.95</u> (<u>0.475</u>)	<u>2.325</u> (<u>1.275</u>)
計	2.6 (1.45)	<u>1.8</u> (<u>0.85</u>)	<u>4.4</u> (<u>2.3</u>)	2.6 (1.45)	<u>1.85</u> (<u>0.9</u>)	<u>4.45</u> (<u>2.35</u>)

(イ) 平成31年度以降

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月 期	<u>1.225</u> (<u>0.65</u>)	<u>0.9</u> (<u>0.425</u>)	<u>2.125</u> (<u>1.075</u>)	<u>1.3</u> (<u>0.725</u>)	<u>0.925</u> (<u>0.45</u>)	<u>2.225</u> (<u>1.175</u>)
12 月 期	<u>1.375</u> (<u>0.8</u>)	<u>0.9</u> (<u>0.425</u>)	<u>2.275</u> (<u>1.225</u>)	<u>1.3</u> (<u>0.725</u>)	<u>0.925</u> (<u>0.45</u>)	<u>2.225</u> (<u>1.175</u>)
計	2.6 (1.45)	<u>1.8</u> (<u>0.85</u>)	<u>4.4</u> (<u>2.3</u>)	2.6 (1.45)	<u>1.85</u> (<u>0.9</u>)	<u>4.45</u> (<u>2.35</u>)

ウ 医師の初任給調整手当の上限額の改定

医師の初任給調整手当の上限額を414,300円から414,800円に改定します（実支給額については、当面、改定の予定はありません。）。

エ 宿日直手当の上限額の改定

宿日直手当の上限額を20,000円から21,000円に改定します。

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条・第5条関係）

ア 特定任期付職員の給料表の改定

特定任期付職員（高度の知識経験又は優れた識見を有する者として任期を定めて採用された職員をいいます。以下同じ。）の給料月額を次のとおり引き上げます。

号給	現 行	改 正 案
1	<u>373,000円</u>	<u>374,000円</u>
2	<u>421,000円</u>	<u>422,000円</u>
3	<u>471,000円</u>	<u>472,000円</u>
4	<u>532,000円</u>	<u>533,000円</u>
5	<u>607,000円</u>	<u>608,000円</u>

イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を、0.05月分引き上げます。

【期末手当の各期別支給割合】

(ア) 平成30年度

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	1.65	1.65
12月期	<u>1.65</u>	<u>1.7</u>
計	<u>3.3</u>	<u>3.35</u>

(イ) 平成31年度以降

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	<u>1.65</u>	<u>1.675</u>
12月期	<u>1.65</u>	<u>1.675</u>
計	<u>3.3</u>	<u>3.35</u>

3 施行期日

(1) 第1条及び第2条並びに第4条の規定 公布の日（平成30年4月1日から適用）

(2) 第3条及び第5条の規定 平成31年4月1日